

調査事業に係る事後評価

I 総合評価

全体として、地域の主体的な取組みと創意工夫による公共交通の活性化・再生を通じ、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与するための連携計画の策定に向けて必要な調査を行ったか。

(事業期間は平成21年3月31日までを予定しているため、平成20年12月31日現在の途中経過を記載する。)

既存連携計画を抜本的に見直し、対象エリア拡大や対象交通モードの変更等を行うために必要な基礎的なデータ収集等の現況調査等を行っており、概ね予定どおり調査事業は進捗が図られていることから、計画のリニューアルに目途がついている。

II 連携計画策定調査の総合性・整合性

1 調査の範囲

① 当該地域における公共交通の問題点・課題を幅広く体系的に把握したか。

京都府丹後地域公共交通ネットワーク改善実計画の対象エリアの根幹をなす鉄道（北近畿タンゴ鉄道。以下「KTR」という。）をとりまく現状と課題をはじめ、他のモードとの接続状況などに係るデータ・資料を整理するとともに、地域における公共交通の課題等を広く把握することとしている。

12月31日時点では、KTRに係るデータ・資料を整理し、課題を把握した。

他のモードについては引き続き整理を行っているところである。

② 当該地域における公共交通以外の問題点・課題との関係を整理しているか。

公共交通を軸とした「まちづくり」の視点から、駅周辺の改善も見据えた計画とするため、沿線市町の状況を把握し、鉄道を中心としたネットワークの現況・課題を整理している。

2 地域公共交通に関する目標の設定

① 地域の実態を踏まえた地域公共交通に関する適切な目標(案)をできるだけ具体的に設定したか。

KTRの財務状況、利用者の状況等既存資料の分析や、接続状況等現況を踏まえ、特にKTRの利便性の向上に向け、主要駅間の所要時間の短縮などの目標を設定した。今後、複数モードにまたがる計画内容の変更を検討する。

② 上記の目標は社会、住民ニーズや地域の基本的な計画を踏まえたものか。

各市町における基本計画や総合計画においては、いずれも公共交通確保の理念は記載されていることから、基本的な考え方は一致している。

また、アンケートにより市民町民の意向を把握しており、これらも新しいデータの蓄積とされている。

3 地域公共交通に関する目標と事業との対応関係

① 地域公共交通に関する目標(案)を達成するための事業(案)が選び出されたか。

また、地域公共交通に関する目標(案)と事業(案)との関係は合理的か。

鉄道については、連携計画で掲げるダイヤ改善（パターンダイヤ化）により、速達性・利便性を向上させ、利用者増を目標としており、その実現のための設備改善として、車両の更新や信号設備、行き違い設備の整備などを取り組み事業の(案)として選定している。

なお、他のモードについては、検討中である。

Ⅲ 自立性・持続性

1 事業の実施に向けての準備

① 地域公共交通に関する目標(案)を達成するための事業の内容やそのスケジュールが具体的に検討されたか。

鉄道については、車両の更新や信号設備、行き違い設備の整備などについて、平成21年度から平成25年度の整備計画を策定し、各年度に取り組む個別具体的事業を整理している。
なお、他のモードについては、検討中である。

② 事業実施による効果・影響に係る把握方法や評価基準・評価方法が検討されたか。

鉄道及びバスについては、ダイヤ改善（パターンダイヤ化）による利便性向上を目標とし、区分（定期券、定期券外）別の利用者数や、各種企画切符の発売数などの推移により、事業の評価を予定している。
なお、他のモードについては、検討中である。

③ 事業の実施主体が検討されたか。

いずれも、現行の交通事業者が担う予定。
新規モードについては、別途協議。

2 事業の実施環境

① 実証運行、情報提供等の事業の実施のための財源について検討を行い、当該事業を実施するための財源の目処がついたか。

平成21年度実施予定の、総合事業（計画事業）については、各市町において予算編成作業を行っているが、各市町議会で議決される予定である。
また、KTRの利用を促進するために設置された、沿線自治体などによる協議会（KTR利用促進協議会）が、平成21年度の事業予算に計上することとしている。

② 住民等による自主的な利用促進、啓発等の活動や協賛金拠出への協力等事業の実施環境が整いつつあるか。

KTRの利用促進や啓発活動を行う組織である「KTR利用促進協議会」（③～）には、KTRへの支援組織「サポーターズクラブ」があり、同クラブでは、住民等が会費を払って入会し、前記協議会の活動を支えている。

IV 住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成

1 協議会における審議体制等

① 協議会における審議事項が明確に定められ、調査事業の進め方、実施状況について審議される体制となっているか。

既設の協議会（以下「実現会議」）の規約を改正し、平成19年に法定協議会として位置付けた。規約では、実現会議の所掌事項を、改善実行計画の作成、改善実行計画の実施、改善実行計画の取組実績の把握、改善実行計画の継続的な見直し、その他、より便利な公共交通ネットワークの実現に向けた取組全般に関することと規定している。
また、実現会議を補佐し、実務的な作業を行うワーキンググループのほか、必要に応じて専門部会を置く旨規定されている。

② 協議会に住民が参加したり、住民の意見が反映される仕組みが設けられているか（公募制、住民意向調査等の実施が協議会の運営要領において定められているか。）。

実現会議の構成員には、PTA代表など利用者の代表が含まれているほか同専門部会においても各地域の利用者代表も参画いただき、協議内容及び改善の取組状況等については、広く府民に提供し、意見を聴く旨規定されている。

2 協議会における審議

① 調査事業を実施するにあたって協議会が適切に開催されたか。

実現会議は、改善のあり方などを検討しているが、その協議の中で、当初認定計画の変更と併せて、実施した計画事業の結果と経過の報告を行っている。
また、適宜、ワーキンググループや専門部会による会議も実施した。

② 協議会の議事が傍聴、議事録の公開等によって適切に開示されているか。

実現会議の協議内容及び改善の取組状況等については、広く府民等に情報を提供し、意見を聴く旨が規約に規定されているほか、実現会議は公開で実施しており、協議内容についてはインターネットのHPにおいて公開している。

3 地域関係者の実質的な合意形成

① 地域公共交通に関する目標(案)やそれを達成するための事業(案)等について地域関係者の実質的な合意が形成されたといえるか。

事業の実施主体となる構成員においては、21年度の事業実施に向けて調整され、地域公共交通に関する目標やそれを達成するための事業(案)等について地域関係者の実質的に合意。